

（仮称）門真市立統合中学校整備 P F I 事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定により特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により特定事業の選定に係る評価の結果を公表する。

平成 21 年 7 月 17 日

門真市長 園部 一成

(仮称) 門真市立統合中学校整備 P F I 事業 特定事業の選定について

第1 事業の概要

1 対象施設

(仮称) 門真市立統合中学校の校舎、プール等の施設、屋内運動場、屋外運動場、屋外付帯施設及びこれらに付随する工作物（以下「学校施設」という。）

2 事業の範囲

(1) 学校施設の整備業務

- ア 学校施設の設計業務
- イ 開発許可申請及び建築確認申請等の手続業務
- ウ 各種申請業務
- エ 近隣調査及び準備調査等
- オ 学校施設のうち校舎・プール等の建設工事業務
- カ 学校施設のうち屋外運動場及び屋外付帯施設の整備工事業務
- キ 工事を伴う備品の設置及び移設等の関連業務
- ク 工事監理業務
- ケ 現市立体育館の解体業務
- コ 周辺道路の整備業務
- サ 学校施設の市への所有権移転に関する業務
- シ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 学校施設の維持管理業務

- ア 建築設備保守管理業務
- イ 屋外管理業務
- ウ 警備業務
- エ 環境衛生管理・清掃業務
- オ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 事業方式

PFI 事業者が、市と事業契約を締結し、学校施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中における学校施設の維持管理業務を遂行する方式（BTO 方式）とする。

(4) 事業期間

事業契約の締結日から平成 39 年 3 月末までの期間とする。

第2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

1 特定事業の選定基準

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、学校施設の整備および維持管理について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。具体的な判断の基準は以下のとおりである

- ① 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること
- ② 市の財政負担が同一水準にある場合においても公共サービスの向上が期待できること。

2 評価の方法

- ① 市の財政負担の見込額の算定に当たっては、適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。
- ② 上記の財政負担の算定に加えて、本事業を PFI 事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

3 定量的評価

(1) 算定の前提条件

本事業を、市が直接実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うに当たり設定した主な前提条件は次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

市の財政負担額算定の前提条件

| | 市が直接実施する場合 | PFI 事業として実施する場合 |
|-----------|---|--|
| 財政支出の内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 建築費用・ 設計監理費用・ 維持管理業務 等 ※ 大規模修繕は含まない | <ul style="list-style-type: none">・ 割賦料・ 維持管理業務・ SPC 管理費用・ PFI 事務費 等 ※ 大規模修繕は含まない |
| 財政収入の内容 | 要求水準規模による国庫補助額 | 要求水準規模による国庫補助額 |
| 建設関連費用の想定 | 基本的な整備構想に基づき、建設費を想定。 | 市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとする。 |

| | | |
|--------------|---|---|
| 維持管理 費用想定 | 同種の事業を実施している民間事業者からの参考見積に基づき算定。 | 市が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとする。 |
| 資金調達条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担金及び交付金 ・起債 ・一般財源 | <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担金及び交付金 ・起債 ・出資金 ・市中金融機関借入 |
| 割引率 | 3% | |
| インフレ率 | 考慮しない | |
| 事業期間 | 約 17 年間（整備 2 年、維持管理運営 15 年） | |

(2) 算定結果

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を市が直接事業を実施する場合に比べ、PFI 事業として実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が 11%程度削減されるものと見込まれる。

財政負担額の比較

| 事業手法 | 市が直接実施する場合 | PFI 事業として実施する場合 |
|------|------------|-----------------|
| 指数 | 100 | 89 |

(指数は市が直接実施する場合の財政負担額を 100 とした)

4 定性的評価（公共サービスの水準の向上）

本事業を PFI 事業者が実施することにより、以下に示すような公共サービスの水準の向上を期待することができる。

- ① 設計、建設、維持管理が一体的に行われるため、事業全体を通して、より効率的な事業実施が期待される。
- ② メンテナンスや、修繕の効率性を十分に検討した提案がなされることから、供用開始後において、合理的かつ、効果的なメンテナンス、修繕の実施が期待でき、施設を使用する生徒等の安全、安心を高めることが出来る。

5 総合評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、市が直接実施する場合に比べ、市の財政負担額において 11%程度の縮減と、公共サービス水準の向上の可能性が認められる。

このため、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると判断できることから、本事業を PFI 法 第 6 条の規定により、特定事業として選定する。